◇利用にあたって

■ 調査の概要

1 調査の目的

全国の農林業の生産構造や就業構造の実態を調査し、攻めの農林水産業の実現に向けた各種農 林業施策に必要な資料の整備を目的として実施したものです。

2 調査の対象

農林産物の生産を行う又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者(組織の場合は代表者)を対象としています。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施。

4 利用上の注意

- (1) 数値の単位未満は、原則として四捨五入しています。したがって、総数と内訳の計とが一致しない場合もあります。
- (2) 統計表中の符号は次のとおりです。

「0」…単位未満(四捨五入後)

「一」…該当なし

「△」…マイナス

「X」…秘匿扱いのもの

5 用語の説明

| 9 用語 V 既 的 | 申廿辛物の仕辛む行るかりは香乳が悪けて申廿業佐業が行い。仕辛りは佐 |
|--------------------|--|
| 農林業経営体 | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業になる工徒・悪器によってはない。 |
| | 業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 |
| | (1)経営耕地面積が30a以上の規模の農業 |
| | (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その |
| | 他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 |
| | ① 露地野菜作付面積 15 a |
| | ② 施設野菜栽培面積 350 m ² |
| | ③ 果樹栽培面積 10 a |
| | ④ 露地花き栽培面積 10 a |
| | ⑤ 施設花き栽培面積 250 m ² |
| | ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭 |
| | ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭 |
| | ⑧ 豚飼養頭数 15 頭 |
| | ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽 |
| | ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽 |
| | ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の |
| | 総販売額(以下「農産物販売金額」という。) |
| | 50 万円に相当する事業の規模 |
| | (3)権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除 |
| | く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積 |
| | が3ha 以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限 |
| | る。) |
| | (4) 農作業の受託の事業 |
| | (5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材 |
| | 生産の事業 |
| 農業経営体 | 「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当 |
| | する事業を行う者をいう。 |
| 井 紫忽崇/未 | |
| 林業経営体 | 「農林業経営体」の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業 を行う者をいう。 |
| 沙 1 汉 兴 1 * | |
| 法人経営体 | 「農林業経営体」の規定のうち法人化して事業を行う者をいう。 |
| 農事組合法人 | 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき農業生産について協 |
| | 業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法 |
| | 人をいう。 |
| 株式会社 | 会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとって |
| | いるものをいう。なお、特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。 |
| L | 1 |

| 合名・合資会社 | 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づき、合名会社又は合資会社の組織 |
|----------|--|
| | 形態をとっているものをいう。 |
| 合同会社 | 会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づき、合同会社の組織形態をとって |
| | いるものをいう。 |
| 農協 | 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき組織された組合をい |
| | い、農業協同組合、農協の連合組織(経済連等)が該当する。 |
| 森林組合 | 森林組合法 (昭和 53 年法律第 36 号) に基づき組織された組合をいい、森 |
| | 林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。 |
| その他の各種団体 | 農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づき組織された農業共済 |
| | 組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グル |
| | ープ等の団体をいう。林業公社(第3セクター)もここに含める。 |
| その他の法人 | 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人をいい、公益法人、宗教法人、 |
| | 医療法人などが該当する。 |
| 地方公共団体・ | 地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 |
| 財産区 | 財産区とは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、市区町村の |
| | 一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。 |
| 経営耕地 | 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自ら所有してい |
| | る耕地(自作地)と、よそから借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計。 |
| | 土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 |
| | 経営耕地=所有地ー貸付耕地ー耕作放棄地+借入耕地 |
| 借入耕地 | 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。 |
| 耕作放棄地 | 以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に |
| | 再び作付けする考えのない土地(現況が森林原野となっている土地は含めな |
| | い。)をいう。 |
| 農家 | 経営耕地面積が 10 a 以上の農業を行う世帯又は過去1年間における農産 |
| | 物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。 |
| 販売農家 | 経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額 |
| | が50万円以上の農家をいう。 |
| 自給的農家 | 経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額 |
| | が50万円未満の農家をいう。 |
| 土地持ち非農家 | 農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a 以上所有している世帯を |
| | いう。 |
| 専業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。 |
| 兼業農家 | 世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。 |
| | |
| 第1種兼業農家 | 農業所得を主とする兼業農家をいう。 |

| 農業従事者 | 15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者を |
|----------|-------------------------------------|
| | いう。 |
| 農業就業人口 | 自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自 |
| | 営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者の |
| | うち、自営農業が主の者をいう。 |
| 基幹的農業従事者 | 農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1 |
| | 年間にふだん仕事として主に自営農業に従事した者のことをいう。 |
| 所有山林 | 実際に所有している山林をいう。なお、登記は済んでいないものの、実際 |
| | に相続している山林や購入していた山林を含める。また、共有林などのうち、 |
| | 割り替えさえない割地(半永久的に利用できる区域)があればそれも含める。 |
| 保有山林 | 保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林 |
| 林家 | 調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。 |